

『むつ市議会基本条例』第18条に基づく議会基本条例の検証及び見直しについて

【評価基準】 A：十分達成された B：おおむね達成された C：今後努力を要する d：評価に該当しない

NO	条文	評価 (A～d)	評価の理由・意見及び今後の課題等
1	(目的) 第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の役割を明らかにするとともに、情報公開と市民参加を基本とした議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め、自律的、主体的な議会活動を行うことにより、市民の負託に全力で応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。	C	議会報告会及び市民との意見交換会の開催、議会だよりのリニューアルや議会基本条例の検証等の協議を行ってきたことを踏まえ、今後とも市民の負託に応えるため努力を要すると考える。
2	(議員の活動原則) 第2条第1項 第1号～7号 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 議員間の自由な討議により合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うこと。 (2) 一部の団体や地域の課題にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。 (3) 調査研究活動と自己研鑽を通じて議員としての資質の向上に努めること。 (4) 市民の意見把握と市政への反映に努めること。 (5) 議会活動について市民に説明責任を果たすこと。 (6) 公正性、透明性及び信頼性の確保に努めること。 (7) 会議の招集があるときは他の用務等に優先させて出席すること。	C	個々において本条を原則として活動しているものと理解しているが、まだまだ認識が不足している部分もあると考える。それぞれの事項の達成のため、議会全体の活動や課題等について話し合い研究していくことが必要と思われる。議員個人が自己研鑽の上で、引き続き課題として取り組んでいかなければならない。
3	(会派) 第3条 議会の会派は、政策立案、政策提言等の政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。	A	適正に活動していると思われる。今後の課題としては、会派からの積極的な政策発信が求められる。
4	(議会運営の原則) 第4条第1項 第1号 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めること。	B	基本条例制定後約2年が経過し、徐々にではあるが傍聴者数が増加傾向にある。今後も、市民の傍聴意欲の高まるような議会運営を目指していかなければならない。
5	第4条第1項 第2号 (2) 議会本来の機能が発揮できるよう円滑、効率的な議会運営を図ること。	A	特に問題はないと思われる。
6	第4条第1項 第3号 (3) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。	B	行政視察報告書の公開や議案に対する賛否の公表等、少しずつではあるが開かれた議会に向かっているものと考ええる。
7	第4条第1項 第4号 (4) 市民本位の立場から市長等の市政運営を監視し、評価すること。	B	議会報告会及び市民との意見交換会の開催により、市民の立場をより理解することは達成できたものと思う。今後は、市民の意見をどう市政運営の監視や評価に結びつけていくかの議論が必要と考える。
8	第4条第1項 第5号 (5) 市民を代表する議決機関であることを自覚すること。	A	自覚はできていると考える。

『むつ市議会基本条例』第18条に基づく議会基本条例の検証及び見直しについて

【評価基準】 A：十分達成された B：おおむね達成された C：今後努力を要する d：評価に該当しない

NO	条文	評価 (A～d)	評価の理由・意見及び今後の課題等
9	(議長及び副議長の選出) 第5条 議会は、議長及び副議長の選出方法の透明化を図るため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けるものとする。	B	「むつ市議会議長選挙及び副議長選挙における所信表明会の実施に関する規程」を制定した。 現状では実施の機会がなく、今後はその運用について検証が必要である。
10	(委員会の活動原則) 第6条第1項 委員会は、専門性とその特性を発揮するとともに、地方自治法に定める制度の活用等による議案等の審査の充実及び政策提案を積極的に行うものとする。	C	閉会中における委員会活動の積極的な取り組みが必要と思われる。 今後も、積極的な活動が求められる。
11	第6条第2項 委員会は、付託された議案等の審査に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等をその討議に反映させるよう努めるものとする。	C	参考人制度及び公聴会制度を活用した事例が無く検証ができないが、今後とも、条例に掲載した事項の積極的な活用が求められる。
12	第6条第3項 委員会は、閉会中においても所管事務調査を実施し、行政監視を行うとともに調査の充実に努めるものとする。	C	委員会での違いはあるものの、少しずつではあるが所管事務調査を実施し、委員会活動の充実に向かっていると考える。 今後も、各委員会が、さらなる充実した議論を交わすため、積極的に所管事務調査を行うべきである。
13	(市長等との関係) 第7条 本会議における一般質問については、議員と市長等との質問及び答弁は、論点又は争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができるものとする。	B	当市議会では平成15年から一問一答方式を導入し、おおむね良好と思われるが、一般質問の内容が重複した際の対応等、まだまだ課題はあるものとする。
14	第7条第2項 市長等は、議長の許可を得て、議員の質問に対して、質問の趣旨、内容、背景及び根拠の確認のための反問をすることができるものとする。	B	市長に反問権を認めたものの、反問権を行使しない現状を踏まえると、適正に議論が行われているものとする。
15	第7条第3項 本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。	A	論点、争点を明確にして議論が行われていると考える。
16	(議会の機能強化) 第8条第1項～第3項 1 議会は、議員間における自由な討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。 2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに予算審議、政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。 3 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。	C	第1項から3項において、その必要性は理解しているものの、実践できていない現状にある。

『むつ市議会基本条例』第18条に基づく議会基本条例の検証及び見直しについて

【評価基準】 A：十分達成された B：おおむね達成された C：今後努力を要する d：評価に該当しない

NO	条文	評価 (A～d)	評価の理由・意見及び今後の課題等
17	(議決事項の拡大) 第9条 法第96条第2項の議会の議決事項については、その拡大に向け、議会の監視機能上の必要性和市長の政策執行上の必要性を比較衡量の上、別に定めるものとする。	C	議決事項の拡大の必要性は理解しているものの、実践できていない現状にある。
18	(市民と議会の関係) 第10条 第1項・第2項 1 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。 2 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする。	A	原則公開としているが市民の皆様からの傍聴がない場合が多い。 今後も情報公開を徹底し、魅力ある議会となるようアピールしていくことが必要と思われる。
19	第10条第3項 議会は、議会活動を広く周知するため、コミュニティFM放送、ホームページ等様々な情報媒体を利用し、議会広報の充実に努めるものとする。	B	行政視察報告書の公開や議案に対する賛否の公表、議会だよりのリニューアル等、少しずつではあるが充実に努めているものとする。 しかしながらまだまだ取り組む余地があり、引き続き議会広報の充実に取り組んで行かなければならない。
20	第10条第4項 議会は、請願及び陳情を市民からの政策提案として位置付けるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。	d	提案者の意見を聴く機会を設けると定めているものの、実施された事例がないことから検証の評価には該当しない。今後も引き続き検証を続けていく。
21	第10条第5項 議会は、市民の意見を議会活動に反映できるよう、年1回以上議会報告会及び意見交換会を開催するものとする。	A	平成26年7月及び平成27年5月に議会報告会を開催し、この事項については達成できたと思われる。 今後は年2回以上の開催や分野別の意見交換会の開催等を目指していくべきである。
22	(広報広聴委員会) 第11条 第1項・第2項 1 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。 2 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。	A	平成25年9月に広報広聴委員会を設置、平成26年3月には広報広聴委員会に関する規程を制定し、十分達成されたと考える。
23	(議案に対する賛否の公表) 第12条 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、市民に公表するものとする。	A	平成25年12月の第218回定例会からホームページに議案に対する賛否の一覧を掲載、平成27年3月の第223回定例会からは議会だよりに賛否の一覧を掲載し、十分達成できたと思われる。
24	(議会改革の推進) 第13条 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。	B	広報広聴委員会を中心に改革に取り組んできたが、まだまだ課題は多く、今後も積極的に取り組んでいきたいと考えている

『むつ市議会基本条例』第18条に基づく議会基本条例の検証及び見直しについて

【評価基準】 A：十分達成された B：おおむね達成された C：今後努力を要する d：評価に該当しない

NO	条文	評価 (A~d)	評価の理由・意見及び今後の課題等
25	<p>(議員の政治倫理) 第14条 第1項・第2項</p> <p>1 議員は、市民の代表者としてその倫理性を自覚し、兼業禁止など自己の地位に基づく影響力を不正に使用することなく、また、市民の疑惑を招くことがないよう行動しなければならない。 2 議員は、法令、条例及び会議規則等を遵守し、公正な職務執行を妨げる不当な要求をしてはならない。</p>	C	倫理義務に関しては不祥事があった事例もあり、市民の代表者として議員個人のモラルの検証が必要である。 起きてしまった事例を個人の責任と思わず、議会全体としての責任とし、議員全員がお互いに倫理性のレベルアップに努めるべきである。
26	<p>(議会事務局の体制整備) 第15条</p> <p>議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする。</p>	d	議員からの政策立案や政策提言等の事例がないことから検証の評価に該当しない。 事務局の体制が事例がないことの一因とは言えないものの、調査部門の充実や法務機能のさらなる強化は必要と考える。
27	<p>(議会図書室) 第16条</p> <p>議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。</p>	C	現状では議会図書室の活用が図られていない。
28	<p>(最高規範性) 第17条 第1項・第2項</p> <p>1 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定することができない。 2 議会は、議員に対して、この条例に関する理解を深めさせるために、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。</p>	B	第1項については全議員が理解しているものとする。 第2項については条例制定後、改選を経験していないことから検証できない。
29	<p>(見直し手続) 第18条</p> <p>1 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。 2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。</p>	B	議会基本条例制定後、初めての検証を行ったものの、条例の目的達成までに至っていない事項や評価が分かれた点も多かった。 初めての検証及び見直しということで、おおそを及第点と捉え、今回見えてきた問題点に対しさらなる措置を講じ検証を続けていく必要があると考えている。